



10月1日スタート！ 幼児教育・保育の無償化

10月から3～5歳のお子さんがある世帯の、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料(保育料)が無償化されます。市民税非課税世帯は、保育の必要性のある0～2歳のお子さんも対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。【広報ID番号 1021207】

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童

- 無償化の期間は、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間です。
 - ▶幼稚園と認定こども園(教育利用)は、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。
- 食材料費、行事費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担です。
 - ▶年収360万円未満相当世帯の児童と第3子以降(保育料の多子減免と同じ取り扱い)の児童は、副食(おかず、おやつなど)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象外の幼稚園(以下、新制度未移行幼稚園)は、すべての児童が「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請は施設経由で行います。
- 新制度未移行幼稚園の保育料には、入園初年度のみ入園料も無償化の対象となります。
- 地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

幼稚園、認定こども園(教育利用)の預かり保育を利用する児童

- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請は施設経由で行います。



認可外保育施設などを利用する児童

- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」が必要となります。申請は、施設に在籍する児童は、施設経由で行います。
- ファミリー・サポート・センター事業の利用会員のうち、無償化の対象となる児童の保護者は、原則その適用を受けるための手続きが必要です。申請は利用会員本人が行ってください。
- 上限額の範囲内で、複数のサービスを組み合わせることも可能です。

▶認可保育所、認定こども園などの入所児童は対象外です。



児童発達支援などを利用する児童

- 児童発達支援などのサービスを利用する際の利用者負担が無料となります(利用者負担以外の食費などの実費負担分は無料となりません)。
- 対象サービス＝児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 対象期間＝満3歳になった後の最初の4月1日から3年間(所得制限や新たな手続きはなし)

問い合わせ

無償化について子ども育成課 ☎(0888)56922
 ファミリーサポートセンター事業について子ども未来センター ☎(0887)5340
 児童発達支援などについて障がい福祉課 ☎(0888)56633

〔幼児教育・保育の無償化のおもな例〕

対象者	対象となる施設・サービス	利用料(保育料)
3～5歳 保育の必要性の認定事由に該当するお子さん <small>共働き家庭、ひとり親で働いている家庭など</small>	利用 ▶ 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)、児童発達支援など 利用 ▶ 幼稚園、認定こども園の預かり保育 利用(複数利用) ▶ 認可外保育施設、一時預かり事業など(※2) 複数利用 ▶ 幼稚園、保育所、 認定こども園 + 児童発達支援など	▶ 無償(※1) ▶ 利用日数に応じて最大月額11,300円まで無償 ▶ 月額37,000円まで無償 ▶ 無償(※1)
3～5歳 上記以外 <small>専業主婦(夫)家庭など</small>	利用 ▶ 幼稚園、認定こども園(教育利用)、児童発達支援など 複数利用 ▶ 幼稚園、 認定こども園 + 児童発達支援など	▶ 無償(※1) ▶ 無償(※1)

◆0～2歳のお子さんについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。認可外保育施設など(※2)の場合、月額42,000円まで無償です。

※1＝新制度未移行幼稚園は月額25,700円、国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで無償です。

※2＝認可外保育施設、一時預かり事業に加え、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッターなどが無償化の対象です。